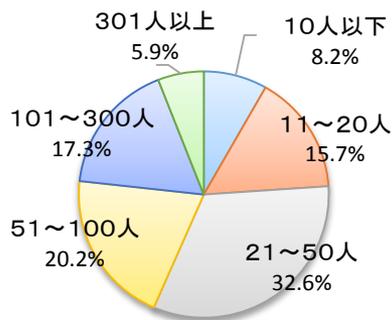


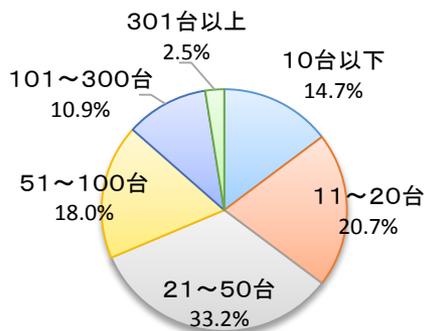
トラック運送業における書面化に関するアンケート結果(概要)

調査期間:
平成26年11月～平成27年1月
回答事業者数: 1,069事業者

従業員数



保有車両数
(被牽引車は除く)



主な業種(輸送品目)別における書面化実施率について

継続的な貸切輸送

依頼主: **真荷主**
書面化実施率**5割以上**

品目	5～7割	8～10割	合計
石油製品・液体薬品	12.7%	61.8%	74.5%
自動車・輸送用機器等	15.7%	58.8%	74.5%
加工食品・生菓子等	22.5%	52.0%	74.5%

依頼主: **利用**
書面化実施率**5割以上**

品目	5～7割	8～10割	合計
石油製品・液体薬品	11.1%	70.4%	81.5%
自動車・輸送用機器等	16.4%	56.4%	72.8%
スーパー・コンビニ等	16.0%	56.0%	72.0%

実施率の高い品目

依頼主: **真荷主**
書面化実施率**2割以下**

品目	0割	1～2割	合計
砂利・砂・石炭等	21.4%	7.1%	28.5%
衣料品・雑貨等	14.1%	14.1%	28.2%
機械工業品・機械部品	8.2%	16.4%	24.6%

依頼主: **利用**
書面化実施率**2割以下**

品目	0割	1～2割	合計
砂利・砂・石炭等	20.0%	8.0%	28.0%
機械工業品・機械部品	3.4%	17.2%	20.6%
農林水産品	6.8%	13.6%	20.4%

実施率の低い品目

スポット輸送

依頼主: **真荷主**
書面化実施率**5割以上**

品目	5～7割	8～10割	合計
加工食品・生菓子等	9.4%	62.5%	71.9%
紙・パルプ	23.8%	42.9%	66.7%
機械工業品・機械部品	10.8%	52.7%	63.5%

依頼主: **利用**
書面化実施率**5割以上**

品目	5～7割	8～10割	合計
農林水産品	29.6%	29.6%	59.2%
自動車・輸送用機器等	25.4%	31.7%	57.1%
紙・パルプ	12.1%	42.4%	54.5%

実施率の高い品目

依頼主: **真荷主**
書面化実施率**2割以下**

品目	0割	1～2割	合計
農林水産品	19.6%	19.6%	39.2%
衣料品・雑貨等	18.6%	11.6%	30.2%
飲料水	15.4%	11.5%	26.9%

依頼主: **利用**
書面化実施率**2割以下**

品目	0割	1～2割	合計
衣料品・雑貨等	17.2%	20.3%	37.5%
加工食品・生菓子等	15.2%	21.2%	36.4%
飲料水	19.2%	15.4%	34.6%

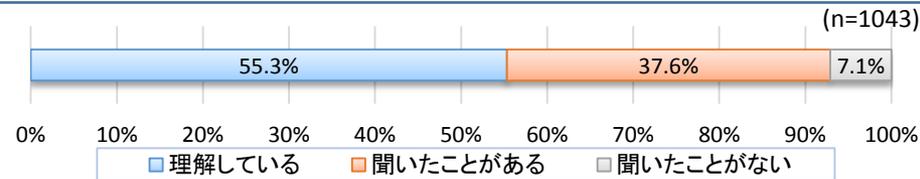
実施率の低い品目

※主な業種の継続的な貸切輸送、スポット輸送における依頼主別の書面化実施率(5割以上、2割以下)について、それぞれ3位まで掲載した。
※書面化実施率については、基本契約等で一部でも運送条件が書面化されている場合等を含む。

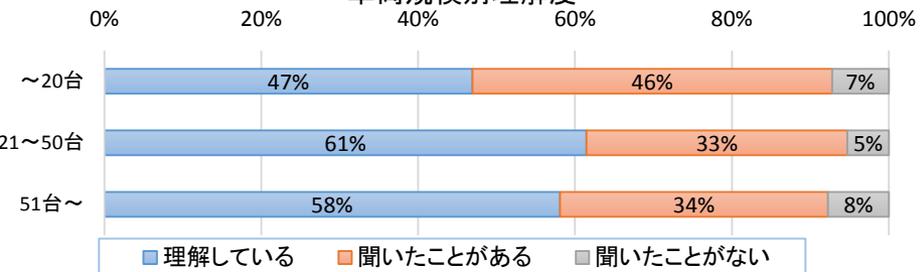
トラック運送業における書面化に関するアンケート結果(概要)

書面化推進ガイドラインの発出等、適正取引の確保等に向けた取組について

○国土交通省の書面化推進ガイドラインの発出など適正取引及び安全運行確保への取り組みについて、全体では約55%の事業者が「理解している」との回答だったが、20台以下の事業者で見ると半数以下の47%であった。

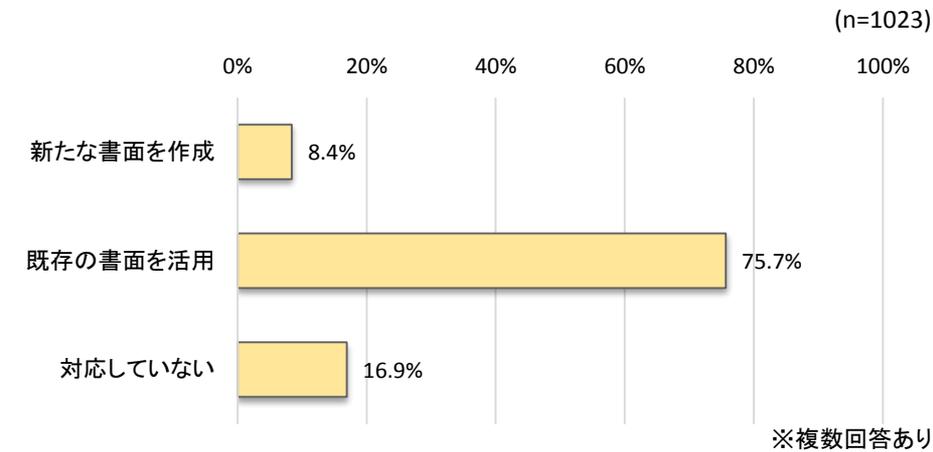


～車両規模別理解度～



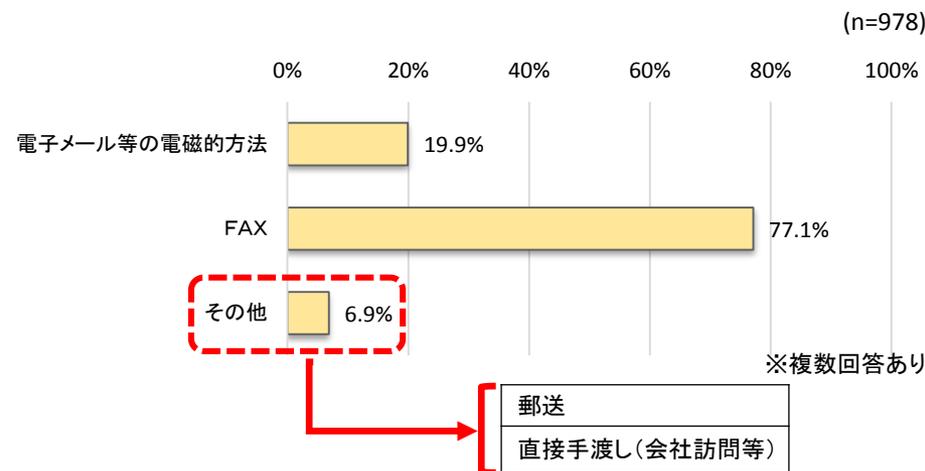
書面化への対応方法

○書面化への対応方法については、「既存の書面を活用」との回答が最も多く約76%、一方、「新たに書面の作成」との回答が約8%であった。



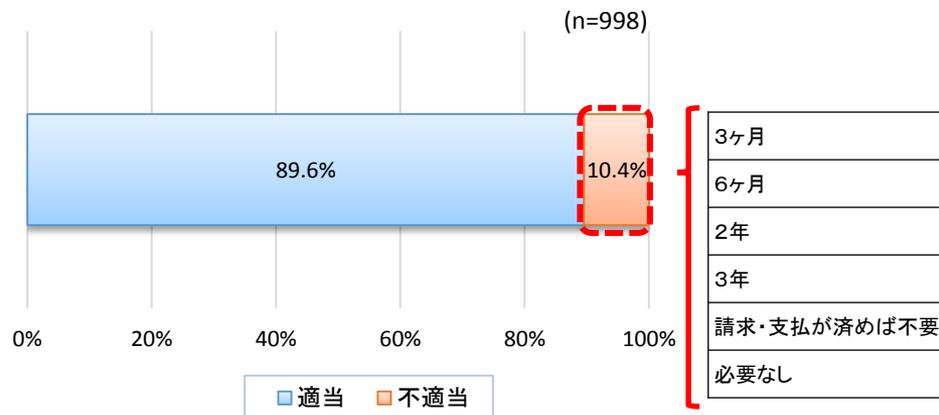
運送引受書の主な交付方法

○運送引受書の交付方法は「FAX」が最も多く約77%、「電子メール等の電磁的方法」は約20%だった。
○その他の方法としては、「郵送」や「直接手渡し」などがあつた。



運送引受書の保存期間(1年間)について

○運送引受書の保存期間(1年間)について、「適当」が約90%だった。
○「不适当」(約10%)との回答者に適当と思われる期間を聞いたところ、「3か月」や「6か月」という意見があつたが、一方で長いものでは「3年」などの意見もあつた。また、「支払いが済めば不要」との意見もあつた。

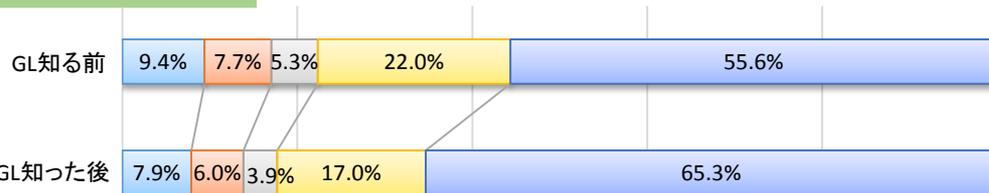


トラック運送業における書面化に関するアンケート結果(概要)

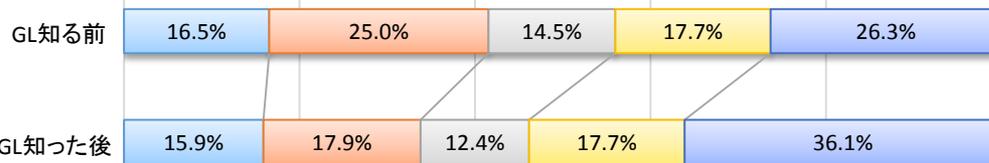
書面化推進ガイドラインを知る前、知った後の書面化実施率の推移、実施率が上がった場合の理由・取組等

○書面化の実施率について、書面化推進ガイドラインを知る前と知った後で比較したところ、実施率が8割以上については、「継続的な貸切輸送」、「スポット輸送」のいずれも約10%増加した。一方、実施率が2割以下については、「継続的な貸切輸送」で約3%、「スポット輸送」で約8%減少した。

継続的な貸切輸送



スポット輸送



■ 0割 ■ 1~2割 ■ 3~4割 ■ 5~7割 ■ 8~10割

実施率が上がった主な理由・取組

【荷主への対応】

- 荷主、協力会社への協力要請等、働きかけを行った。
- 継続荷主に対して優先的に依頼した。
- 契約書面の内容について荷主と協議し、見直しを行った。基本契約の見直しを行った。
- 荷主に輸送前に必ず発注書を頂くようお願いした。
- 取引先へのガイドラインの提示、依頼書様式の配布等を行った。

【自社の取組】

- 全事業所への書面化研修の実施など、従業員に対する書面化の周知徹底を図った。
- 取引開始時に契約書を交わすようにした。(スポットはFAXで対応)
- 電話連絡からFAXでのやりとりに変更した。
- 契約書がすぐに発行できるよう日頃から準備している。

書面化推進ガイドラインに定められている必要記載事項について書面化が困難な項目

○必要記載事項の中で書面化が困難な項目としては、「運賃、燃料サーチャージ(896P(※))」が最も多く、次いで「有料道路利用料、附帯業務料等(652P)」、「附帯業務内容(535P)」の順位となった。

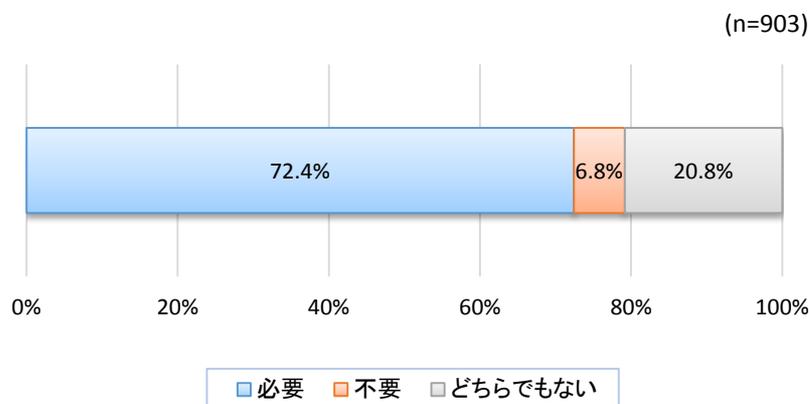
回答項目	ポイント	主な理由
1位 運賃、燃料サーチャージ	896P	<ul style="list-style-type: none"> サーチャージは荷主が認めない。 受注時点では請求額が明確にならない。 サーチャージの明記は荷主から契約解除される恐れがある。 運賃は社外秘のため。
2位 有料道路利用料、附帯業務料等、車両留置料その他	652P	<ul style="list-style-type: none"> 荷主の理解が得られない。 荷主に費用の意識がない。 道路状況や手待ち時間等により都度変動するため契約時の記載は難しい。
3位 附帯業務内容	535P	<ul style="list-style-type: none"> 荷主担当者から頼まれるとドライバーが断れない。 現場(荷卸先等)での業務内容が曖昧である。 事前に把握しきれない。
4位 運送日時 (積込開始日時・場所、取卸し終了日時・場所)	415P	<ul style="list-style-type: none"> 手待ち時間、荷主の作業進捗状況、附帯業務等のため時間通りにいかない。 荷物の量、積み込み場所、時間等、当日まで分からない。

※順位については、回答の第1位に3ポイント、第2位に2ポイント、第3位に1ポイントを付与し集計した。

トラック運送業における書面化に関するアンケート結果(概要)

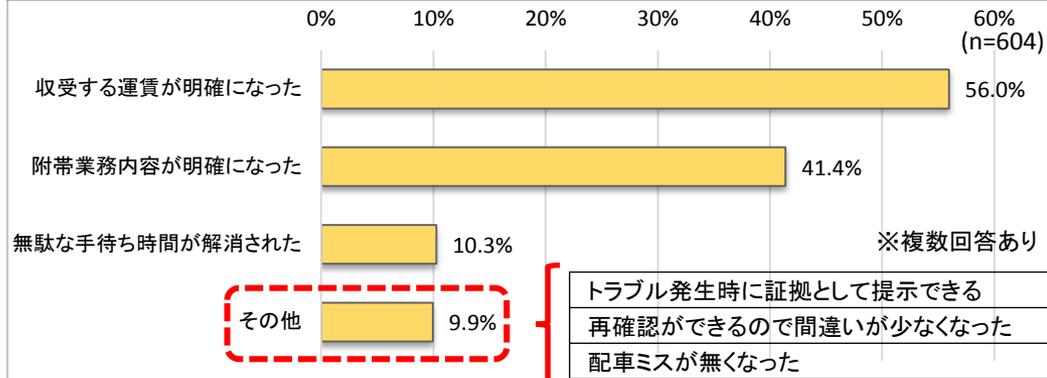
書面化の必要性

○書面化について、約72%の事業者が「必要」と回答した。



書面化によって改善されたこと

○書面化によって改善されたこととして、「收受運賃が明確になった(56%)」、「附帯業務内容が明確になった(約41%)」との順番となり、「その他」としては、「トラブル発生時に証拠として提示できる」、「間違いが少なくなった」、「配車ミスがなくなった」等の回答があった。



書面化により最も改善が見られた業種(輸送品目)

(n=141)

回答項目	回答数
1位 建設資材・住宅関連	24
2位 自動車、輸送用機器、家電、その他工業品	19
3位 機械工業品・機械部品	13

書面化推進ガイドラインの必要記載事項に追加すべき項目

主な回答

積み込み荷物について、リフト積みか手積み、クレーン積みかを明記
貨物事故発生時の責任の所在、責任範囲の明確化(2次災害の免責)
待ち時間や、それにより遅れた場合の費用など
待機時間に対する制限
交通状況による遅れについて荷主への補償をどうするか
運送品の貨物重量及び総重量
変更があった場合の作業に伴う適正な運賃価格
運行ルート変更時の割増し

書面化を更に推進させるために必要なこと

主な回答

【行政等からの指導、働きかけ等】

- ・行政から荷主等への指導が必要/荷主の監督省庁から荷主に対して指導すること
- ・国交省だけでなく、厚労省、経産省も共に動いてほしい
- ・荷主に対する理解促進。荷主へのアピールを積極的に行う
- ・荷主の理解と力関係の改善が必要
- ・他業界への説明・周知
- ・事業者への更なる周知。多くの事業者が書面化について理解していないと思う
- ・定期的なガイドラインセミナーの開催

【その他】

- ・真荷主・元請に対し運送事業法で厳しく取り締まる必要がある
- ・事業者の自覚とレベルアップ(荷主側に伝わっていない)
- ・荷主側が協力する姿勢がなければ項目にいくら車両留置料や附帯業務料があっても金額に反映できない
- ・弁護士等無料相談できる仕組みがあれば良いと思う